

私は、議案17件、請願2件、陳情16件について委員長報告に決することに反対、さらに発議4件について反対する立場で討論をおこないます。

まず、議第1号「平成26年度岡山県一般会計予算」ですが、反対する理由の第1は、従来から指摘している広域水道企業団の「余り水」への支出、過大な港湾開発や学力テストなど容認できない内容が相変わらず含まれていることです。第2は、県民誰もが充実を求める教育の分野ですが、学校と子どもを競争にあおりたてる「学力テスト・たしかめテスト」に加え、一般質問でも氏平議員が指摘しましたように、ニンジンぶらさげ方式で教育と言うに値しない「頑張れ学校応援事業」の問題、不登校出現率削減の目標を設定して「登校支援」をおこなうことで、不登校の子どもや家族に深い傷を負わせかねない問題、「学校警察連携室」の設置は、非行防止・規範意識の向上に名を借りて、力づくで子どもを抑える危険をはらんでいる問題、これらの中止あるいは抜本的な見直しを求める立場から反対するものです。第3は、産業振興に関してですが、大企業や力のあるところには各種支援をおこなう一方で、厳しい経済状況の影響を受けながらも地域のためにと一生懸命頑張っているところへの支援はほとんどないか、あまりにも貧弱という問題、そして第4は、悪政の影響をもろに受けて苦しんでいる県民の暮らしを支援する県独自の施策がほとんどなく、障害者医療費公費負担制度など命に関わる制度さえも、厳しい財政を理由に改善しようとしないうちに、強く異議を唱えるものです。

以上が、来年度予算に反対する理由ですが、関連する議第8号、11号、18号および66号、今年度予算の最終補正である議第142号および議第150号についても、同様の理由で反対いたします。

次に、消費税増税に伴う料金改定を求める諸議案のうち議第30号、37号、38号、52号、59号、64号および65号についてです。これらの条例には、きらめきプラザ、天神山プラザ、生涯学習センター、総合運動公園等の施設利用料が含まれています。文化、スポーツ、生涯学習等、行政がおこなわなければならない県民サービスにまで増税分を転化するべきではないと考え、反対いたします。

4月からの消費税増税は社会保障と財政再建が目的と言われていますが、社会保障は、この間の生活保護の給付削減、年金の給付削減、介護・医療の負担増などにみられるように、改悪の連続です。今後も、すでに決定された社会保障制度改革にも改悪のプログラムが目白押しです。国の財政は、首都圏を中心にした巨大開発を推し進める結果、国債発行額はさらに増え、深刻さを増しています。国民には増税を押しつけながら、儲けている大企業には減税が行われる計画です。結局、消費税の増税は、社会保障の充実を口実に、庶民からお金を吸い上げ、ゼネコン・大企業への大盤振る舞いを続ける以外何物でもないことが明白です。

大企業がもうかれはやがて国民のもとにも流れてくるという、いわゆる「トリクルダウン理論」に歴代政府がしがみついていた結果、日本の経済も財政も、社会保障や国民の暮らしも最悪の事態に追い込んでしまいました。大企業の利益は、内部留保を増やすだけで、そこで働く労働者にも、下請けの企業にさえ十分まわしてこなかったのです。いまこそ国民の暮らしを直接あたためる改革が必要です。大企業の内部留保のごく一部でも、労働者の賃金や下請け単価の向上に使うよう政治が手腕を発揮するべきです。社会保障を充実し、将来の安心が保障できるようにする必要があります。その財源は、アメリカでもおこなっているように儲けているところに応分の負担を求めるべきであって、庶民の暮らしを痛めつける消費税に頼るべきではありません。国民の暮らしをあたためる方向に転換することが、暮らしを良くし、経済も、財政も、好循環をつくり出す最も大きな力になります。以上の理由から、4月からの消費税増税分の負担を県民に求める条例案に反対いたします。

次に議第62号「県立学校授業料徴収条例等の一部を改正する条例」についてです。2012年9月、当時の政府は国際人権A規約13条の留保を撤回し、中等・高等教育、つまり高校・大学等の無償化が、憲法98条にもとづいて「誠実に遵守」されるべき条約となりました。これは教育の機会均等を定めた憲法の理念とも合致する大きな前進でした。ところが、現在の安倍内閣のもとで、高校無償化に所得制限が導入されました。これは、憲法と国際条約に逆行するものであり、断固反対です。その立場から本条例にも反対するものです。

次に委員長報告で不採択とされた陳情第105号および113号、特定秘密保護法の抜本的な見直しあるいは廃止を求める陳情の採択を求めます。

特定秘密保護法案をめぐる国民の大きな反対の声を無視し、政府は昨年末の国会でこれを強行成立させました。そもそも国の情報は主権者である国民のものであり、一部の政治家や官僚のものではありません。ところが、特定秘密保護法は政府が恣意的に情報を秘密指定でき、永久に非公開にすることも可能にしました。これにより、国民の知る権利が奪われ、民主主義の根幹が揺るがされることになります。マスコミ関係者はじめ多くの文筆家らがいち早く反対の声をあげたのは当然のことです。

また、特定秘密保護法の具体化が国家安全保障会議の設置、集団的自衛権の行使ができるよう憲法を変えようという動き、戦争する国づくりを推し進める動きと一体にすすめられていることです。また歴史の真実を歪曲し戦争を正当化あるいは美化するきな臭い動きも軽視できません。これら一連の動きも踏まえ、平和と民主主義を守る立場から本陳情の採択を求めます。

次に発議第12号、これまで期末手当を除く10%カットしてきた議員報酬を5%カットにあらためる条例案(自民党県議団、民主県民クラブ、公明党の提案)に反対します。県財政を困難な状況にしてしまったのは、その原因となる予算を提案してきた県執行部の責任とともに、それを追認してきた県議会の責任も同様に問われなければなりません。依然として厳しい県財政の状況を考えれば、県議会としてせめて従来の10%削減を継続するべきだと考えます。あわせて、議員自らが襟を正す改革をすすめる観点から、政務活動費の半減、海外旅費の支出中止、これらによって議員10人分にあたる約1億6000万円の経費を削減することも提案いたします。

次に議員定数を見直す発議第13号、14号および15号いずれにも反対いたします。議員定数の見直しは、人口の変動により生じる「1票の格差」を是正し、選挙権の平等を保障するためにおこなうものです。また、議会の役割、議員の役割は、住民の多様な意思を反映するとともに、行政執行を住民目線でチェックすることであり、議員定数の見直しは、議会の役割を十分発揮するためにはどのくらいの議員が必要かを基本に検討するべきであって、削減するための見直しであってはならないと考えます。そういう見地で格差2倍を超えている選挙区の解消をはかるため、日本共産党県議会議員団は「3増1減」で現行定数を2増やす見直し提案をおこないました。残念ながら発議はできませんでしたが、現時点では私どもの案が最適と考えますので、発議された3つの案にはいずれも反対するものです。

最後に発議第16号、民主県民クラブ、公明党、県民・緑のみなさんと共同提案いたしました政務活動費の全領収書を公表する条例案についてです。政務活動費は議員自らが規定に基づいて支出するものですが、原資は県民の貴重な税金です。税金である以上、どのような活動に使ったのか、すべてを明らかにするのは議員に課せられた当然の責務です。よって、発議第16号にすべての議員のみなさんの賛同を求め、討論いたします。